

地方独立行政法人大阪産業技術研究所
共同研究規程

平成29年4月1日
規程第 63 号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という。）と企業又は大学等（以下「共同研究者」という。）が共同で研究を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「大学等」とは、大学、高等専門学校、国又は地方公共団体が設置する機関及び非営利の団体をいう。

2 この規程において「共同研究」とは、共同研究者と法人が互いに所有するリソース等を有効に活用し、技術課題を分担して実施する研究で、次の各項に掲げるものをいう。

- 一 法人が有するリソース等の有効活用を目的として企業と共同で行う研究。
- 二 研究分野の拡大、研究レベルの向上、研究期間の短縮又は研究効率の向上等を図るため、大学等と共同で行う研究。
- 三 前各号に掲げるもののほか、高度な技術開発を目的とする研究で、法人の理事長が認める研究。

(申請)

第3条 共同研究を実施しようとする者は、理事長に申請しなければならない。

(契約)

第4条 理事長は、申請内容により、共同研究を行うことが適当であると認めるときは、当該共同研究を実施する共同研究者との間において共同研究に関する契約（以下「共同研究契約書」という。）を締結する。

(研究費の納入等)

第5条 共同研究者は当該共同研究を実施するために必要な費用を法人に支払わなければならない。

2 前項にかかわらず、共同研究者が大学等である場合、理事長は費用の支払を免除することができる。

3 共同研究者は、共同研究に必要な資材及び設備を法人に提供することができる。

(共同研究の遂行)

第6条 法人の職員および共同研究者は、別に定める共同研究実施要領に基づくとともに研究の経過及び結果を互いに報告することにより、共同研究の円滑な遂行に努める。

(特許等の取り扱い)

第7条 共同研究の結果、発明等が生じた場合、当該発明等に係る特許を受ける権利等は、当該発明等の技術的課題を実質的に解決した者が有するものとする。

(研究成果の公表)

第8条 共同研究者および法人は、互いの同意を得て共同研究の結果を公表できるものとする。

(協議)

第9条 この規程及び共同研究実施要領に定めるもののほか、共同研究に関して必要な事項は、理事長と共同研究者が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。